

第三十八回
国会

参議院地方行政委員会會議録

第二十一号

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午前十四時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鍋島 直紹君
鈴木 鑑君
基 政七君

委員 小柳 牧衛君
西郷吉之助君
館 哲二君
西田 信一君
湯澤三千男君
秋山 長造君
松永 忠二君
中尾 辰義君
杉山 昌作君

衆議院議員

國務大臣 綱島 正興君

自治 大臣 安井 謙君

政府委員 自治省行政局長 藤井 貞夫君
自治省選挙局長 松村 清之君
自治省財政局長 奥野 誠亮君

事務局側 常任委員会専門員 福永与一郎君

説明員 自治省財政局財政再建課長 茂木 広君

本日の会議に付した案件

○離島振興法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

○選挙制度審議会設置法案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、離島振興法の一部を改正する法律案を議題として、提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(綱島正興君) 離島振興法は、御承知の通り、二十八年に制定願。たものでありまして、離島の特殊事情による後進性を除去するために、基礎条件を改善しまして、産業の振興に關する対策を樹立いたしました。もつて離島民の経済力を培養し、その生活の安定と福祉の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に資するため、二十八年七月二十二日法律第七十二号をもつて制定されたものであります。自來、数度に及ぶ一部改正をしたのであります。が、このたびもまた次の点で一部改正をお願いしたいということでございます。

第一は、従来は一定の離島の全域を離島振興法で指定したのであります。

すが、必ずしも全域を指定せずとも、その一部を指定するをもつて、この法律の目的を達するに足るような場合は、その一部だけ指定するようにしたい、こう改正したいと思ふのであります。最初この指定は、独立した行政区域を持つておる離島、こういうことでございまして、その後改正いたしました、町村の一部であっても、一つの島を指定することができると改正いたしました。今度は、島の一部でも、これは非常に股盛な地域を持つておる島がございまして、そういうところは必ずしも離島振興法という特別な処置をする法律を適用せぬでも、非常に離島性の濃い未開発部分についてだけ離島法を適用したい、こういう關係から、一部指定をできるように改正したい、こういうことでございまして。

第二、離島振興法の九条五項は、離島の市町村が簡易水道を布設するときには十分の三・五以内の補助を市町村に与えるというのであります。が、離島の水源が乏しいものが多くなりまして、この補助額を十分の四と改めたいというのであります。これは大体もう離島では水道が一番大切でございまして、本土と違ひまして、水源が非常に乏しいのであります。どうかした村は半日もかかって水を汲むというやうなところ、まゝ離島のうちにはございまして、そういう事情でございまして、だんだん簡易水道を布設して参つたのでございまして、その地域の負担の關係、町村の負担の關係

から、どうしてももう少し補助率を上げていただかんとやれないというところがたくさんございまして、それで、これはほんのわずかな上昇でございまして、これだけ、十分の三・五というのを十分の四とする、こういうことにお願ひしたいということでございまして。

それから第三は、離島審議会委員の数を、三十名以内とあるのを三十一名以内とし、北海道開発事務次官をこれに充てるようにする、こういうのであります。が、この法律は、各省事務次官が審議会委員でございまして、当時北海道開発庁というものができておりませんでしたので、北海道開発事務次官というものは入っておりません。ところが、北海道にも離島がございまして、離島審議会をこれに指定してございまして、これを開発して参つておるのであります。が、不幸にして北海道開発事務次官はこれに入っておりませんから、これを一人入れて一人ふやそうと、こういうことでございまして。

次に、道路の新設及び改築に關する補助を、従来三分の二であったものを四分の三にするというのは、これは本法は別表になっておるのでございまして、道路については三分の二となつておりますのを四分の三ということにお願ひしたい。これもちょうど水道のとき申し上げましたと同じように、もう離島の道路というのは非常に条件が悪うございまして、山を削ったり、谷を埋めたりして道路をやつて参りました。

に、幅員拡張をいたすにしても、新設いたすにしても、改修いたすにいたすにしても、非常に費用がかかりますので、かようにいたしたい。これは北海道本土の補助率と同じことでございまして、もともとこの道路の補助は、本土も上げてしまひましたので、今では従来の通りでございまして、三分の二でございまして本土とはとんどひとしゅうなりましたので、これを四分の三にお願ひしたい、こういう改正でございまして、どうぞ御審議いただきますようにお願いを申し上げます。

○委員長(増原恵吉君) 本案の質疑は、次回に譲ることといたします。ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(増原恵吉君) 速記を起こして。

○國務大臣(安井謙君) ただいま議題となりました選挙制度審議会設置法案につきまして、提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

選挙が民主政治の基礎をなすものである以上、選挙の公明化を期して参ることは、わが民主政治の進展のため、常に変わることのない課題であると考えられます。このような見地から、選挙制度は、創設以来幾多の改革を経て現在に至つてゐるのであります。

が、最近における数字の選挙の実情を顧みずとて、現行制度の全般にわたって再検討を加え、もって党派をこえ、国民全体の協力を得て、理想選挙の実現を期して参る必要が痛感され、世論もまた強くこれを待望しているものと思われるのであります。

政府といたしましては、この際、改善の具体策について成案を得るために、新たに強力にして権威ある選挙制度審議会を設置し、各界各層の学識経験者をわづらわして、選挙制度の合理化及び選挙の公明化に関する重要事項について調査審議を願ひ、その答申を待って、これを尊重して、改正法律案を国会に提出する等所要の措置を講じようとするものであります。これがこの法律案を提案するに至った理由であります。

次に、この法律案の概略について御説明いたします。

第一に、選挙制度審議会は、国政の基礎をつちかう選挙の制度及びそれに関連のある諸般の事項の調査審議を使命とする関係上、これを総理府に置くこととしたしました。

第二に、その所掌事務といたしましては、選挙及び投票の制度に関する重要事項、国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める基準及び具体案の作成に関する事項、政党その他の政治団体及び具体案の作成に関する事項、政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項並びに選挙公明化運動の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮問に依りて調査審議の上答申するとともに、これらの事項についてみずからも調査審議の上意見具申をすることができるようのも

といたしました。

第三に、審議会の構成につきましては、学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織することとしたし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別に、特別委員を置くことができるものとしたしました。この特別委員は、国会議員及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命するものであります。国会議員のうちから任命された委員は、特に国会議員の選挙区及び各選挙区別の議員定数を定める具体案の作成については、事柄の性質上、調査審議に加わることができないこととしたしました。

第四に、審議会から答申または意見具申のあつたときは、政府としてこれを尊重して所要の措置を講ずべきことは当然のことでありまして、特にこの趣旨を明記することとしたしました。なお、これらの事項のほか、審議会の組織、運営等について所要の規定を設けた次第であります。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(増原憲吉君) 本案の質疑は、後日に譲ることとしたします。

○委員長(増原憲吉君) 次に、地方自治法の一部を改正する法律案、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括議題として、前回に引き続いて質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案について、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。従来財政の苦しい団体あるいは後進地域と見られる地方の団体に対して国が財政的な何といたしますか、援助といひますか、補助をしてきたわけでありまして、今回このようにいう形で全般的に後進地域というものを取り上げて、特に公共事業の場合、国の負担割合を多くして、こう、こういう趣旨で法律案が作られておるようであります。ただ、この際一つ最初にお聞きしたいのは、いわゆる後進地域といふものをどういふふう

に把握するかといふことだと思ひわけでありまして。従来、たとえば東北地方とか、あるいは九州といふふうな地域的に分けてやつておつたわけでありまして、わかつたようなことで、しかも、はつきりわからないといふのが、後進地域の事情ではないかと思ひますが、今回のこの法では、いわゆる財政力指数といふものをとらえて、これで後進地域と、しからざるものといふふうに區別をするようでありまして、一体後進地域といふものをどう考へていくべきであるのか、その場合に財政力指数といふもので的確に後進地域といふものがつかみ得るものかどうか、こういう点についてどういふふうにお考へなのか。これは根本的な問題だと思ひますが。

○國務大臣(安井謙君) お尋ねの点は、解釈の仕方はいろいろあるかと思ひますが、なかなかむづかしい問題だらうと思ひますが、大体自治省といひ

ましては、一定の基準のもとに平均をとつて、その平均に及ばぬものを後進地域といふふうな大体推定をするといふ考へで基準を定めておるわけであり

○鈴木壽君 ちょっととはつきり聞き取れなかつたのですが、事業量の平均をとつていく、こういうことなんですか。

○國務大臣(安井謙君) 後進地域といふものをどういふものにきめておるか、どういふきめ方をしているかといふお話だと思ひますので、大体この基準財政収入と基準財政需要額といひますか、に対する割合を見まして、固有的な収入でたまる全国団体の平均値といふものを見てその平均値に達しないような基準財政収入しか持っていないものについては、これを一律後進地域の範疇に入れるといふふうな考へて

○鈴木壽君 ですから、後進地域といふものをきめる場合に、あなた方が考へられました財政力指数といふもの、それだけで後進地域と、しからざる地域といふふうなきめる、それだけではたして後進地域、そうでない地域、こういうことではないのかどうか、端的にいへばそういうことになるわけですね。これはいろいろ考へ方があつて、むづかしいと思ひますし、一つの基準を作るとなれば、何かの基準的なものを出さなければならぬといふこともわ

かりますし、従つて、それから財政力といふものを勘案をして基準財政収入額と基準財政需要額との比率によつてきわめるといふことも一つの方法だと私は思ひます。ただ、この場合に、そういう税の入つてくるそれと財政需

要額とのそれだけではたしていいかどうかといふことは、私は問題じゃないかといふふうな考へておるわけなんです。私は、意見めきませんが、後進地域とか、あるいはそうでないといふ地域の区分けをする、これは具体的にはなかなかむづかしい問題であります。一体その地方のよくいわれる行政水準といふようなものがどういふ程度に

きていふかといふことが一つやはりつかまれないと、そうただ基準財政収入額と基準財政需要額、そのことだけの数字的なこまかい数字を出したことだけではたしていいものかどうかといふふうな私は疑問があるわけなんです。その点、おそろくいろいろこういふことをおやりになる場合に各方面から御検討になったのじゃないかと、一つの結論としてはこういう数字でもつておやりになるといふことになつたと思ひ

ますが、お考へになるその過程にどういふ検討をなされたのか、もしそういふふうな御検討があつたならば一つお話ししていただきたい。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように後進地域をどう限定してゆくかといふことにつきましては、政府部内でもいろいろと検討を重ねてきた問題でございます。基本的には、地域間の経済発展の格差を是正してゆきたい、経済発展のおくれている地域を發展させるようにもつてゆかなければ、個人間の所得の格差あるいは地方団体間の財政力の格差、そういうものは正できないんじやないかといふようなことから始まつていられるわけでございます。そういう意味において、経済發展のおくれている地域、これについてはいろいろと公共施設を整備してゆかなければ産

業が来ない、立地条件を整備しなければ

ば産業が発展してこない、立地条件を整備しなければならぬような地域をどう限定してゆくか、それについては現在の国民所得の一人当たりの額がどうなっているか、あるいはまた第二次、第三次産業就業人口が全産業就業人口に対してどういう比率を占めているか、あるいはまた将来行なつてゆかなければならぬ公共投資の所要額が財政力に対してどういう割合を占めているか、そういうようなことをいろいろと検討して参つたわけでございますが、それではこのファクターを使うことが絶対に正しいんだという様なことは必ずしも言い切れないわけでございます。そういうようなところからいろいろ議論したあげく、独立税収入がどの程度になつていくかということが一応比率を求めた場合と大同小異ではないかという様なことにもなり、結局、一番客観的な数字の得られる基準財政需要分の基準財政収入という様な今回の方法をとるに至つたわけでございます。経過的にはいろいろ御疑問をお持ちになりましたように、政府部内におきまして、あれやこれや検討したあげく、今日の結論に達して参つてきているわけでございます。

○鈴木壽君 県民の所得とか、それからまた現在のいろいろな第一次産業、第二次産業等の関係やら、こういうものの検討の中に最終的に今のような形になつたと、こういうふうなお話であります。何かそこら辺は数字的に比較をなさいましたか。

○政府委員(奥野誠亮君) いろいろと数字を取っているわけでございます。その結果、今日の結論になつたわけで

ございます。

○鈴木壽君 いま一つ、これもはっきりしたようなはっきりしないような言い方でわれわれ使っているわけなんです。さきに私も言いました。いわけゆる行政水準の状況ですね、こういう面では非常に進んでおると、進んでおらないところ、これははっきりしてくると思うのですが、そういうようなファクターなんかも何か導入するような方法というものはなかつたわけなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そういう意味で先ほど私は検討の段階においてこういう作業もしたんだということを申し上げたわけなんです。ございますが、将来行なうべき公共投資の需要額、それが財政力に対してどういう割合を占めておるかということでございます。そのうなつて参りますと、将来行なうべき公共投資をどう見るかということにつきましまして、人によっていろいろ議論があるわけでございますが、だれもが納得する客観的なものはまだできておらないわけでございます。また単に現在の行政水準ということになりますと、道路でありまして、舗装率がどうなつていくか、改修率がどうなつていくかということだろつと思つたわけでございすけれども、後進地域の開発ということになつて参りますと、これから新たに道路を作つてゆかなければならぬ、そういうような問題がむしろ非常に大きな比重を占めておるわけでございすので、現在の行政水準のあり方だけをとつたのではこれからの投資需要額を算定できないということにもなつてくるわけでございます。そういうようなことをいろいろ検討してやつ

たわけでございます。

○鈴木壽君 お話のように、私も現在の行政水準をただ押えるということじやなしに、現在の行政水準を押えるというところは将来一体どの程度にしなければならぬのかというところのための押え方ではないかと思つたのです。従つて、お話のように、将来どういう程度の公共投資をしなければならぬのかと、こういう問題がやはり一応つかまれないとできないものじやないか。もちろん現在のいわば行政水準なり施設なり、いろいろな産業の状況等が税の上にある程度反映されることも、これはわかりますしね、しかし、それと現在の状況において、じゃ、常にイコールかというところ、私は必ずしもイコールでないと思つて、そういうことを将来どの程度投資をしなければならぬかということがむしろ後進地域においては重大な問題であつて、そういうものををはつきりさせてゆくことが一番大事な問題じやないだらうか、こういうふうな私、ぼんやりしたような言い方でありまして、思つておるわけなんです。ですから、何かこれによつては補助率を高めてゆくというやうなことだけれども、一方仕事の量をどういふふうに分配するかということも私は大きな問題にならなければならぬと思つたのです。むしろ中心的な問題にならなければならぬと思つた。将来後進地域に対して仕事をどう配分するの

か、先進地域については依然としてたさんの公共投資がなされる、おくれところはいつまでたつても今のような格好でゆくというやうなことは、単に財政的に多少の補助率の引き上げによつて助かるというやうなことがあつても、いわゆる格差の是正ということにはほど遠いことになるんだらうと思つたのです。そういう意味で何か現在の、たとえば各県の状況なりというものをもうちょっと的確につかんで、従つて、将来どうなかならぬのか、この程度まで引き上げるためにはどの程度の投資が必要であるのかというやうな、そういう一つのデータが私はほしいものだと思つたのですが、もちろん十分そういうやうな点も御検討なさつたということでありまして、何かそういうことで私どもにこの県の状況はこうだというやうなものを示していただくやうな、そういうやうな何か資料はございせんか。

○政府委員(奥野誠亮君) この法案を制定いたしました事情は、後進地域については産業立地条件を整備しなければならぬ、しかし、そういうところに公共投資を重点的に振り向けようとして、自分の団体では受け入れ能力がない、受け入れを円滑ならしめるやうな法案の建前でございす。従いまして、これだけであらゆる問題が解決されるというわけじやございせん。御指摘のように、道路整備五カ年計画とか港湾整備五カ年計画、治山治水五カ年計画というものが別途策定されておるわけじやございまして、また、国土総合開発法に基づきまして、地域ごとの総合開発計画も、逐次、整備されて参つてきているわけでございす。それらの計画におきまして、地域の需要配分計画がどうなつていくかというやうなところもいろいろと論議していかねばならぬと思つたのであります。しかし、そういう計画が

できまして、さて後進地域に相当な事業分量を持つていくことになる

ましても、今の制度のもとではそういう事業分量もなかなか受け入れが困難であります。今の事業分量でも受け入れが困難であるにもかかわらず、さらに重点的に公共投資が行なわれたのは一そうその受け入れが困難であります。それを円滑ならしめますのが、この制度でございまして、さらに、具体的に後進地域の開発がこのような運営でよろしいかどうかということにつきましまして、個々の産業関係の計画が地域的にどう計画されていくかということに入つていかねばならぬというやうな点も、かように私どもは考えているわけでございす。

○鈴木壽君 確かにお話のように、こ

ういう措置がなされることによつて従来より関係府県の財政負担といひますか、そういうものが軽くなりますね。従つて、その軽くなった分だけ、まあ余力が出る。ほんとうの意味で余力ということにはならぬかと思ひますけれども、まあいづれ余力が出るというやうなことにも私なると思ひますから、円滑にいろいろな事業が行なわれるという一つの基礎になるかと思ひます。そういう意味で私どもはこういう措置が後進地域についてとられることについては、われわれ自身も賛成であります。けれども、ただ、もっと私は今の国の経済成長政策なり、所得倍増計画なり、そういうものが大きく進められていくためには、総合的な一つのものがやっぱりなけりやならぬのではないかと。もちろん各個に道路計画なり治山治水計画なり、いろいろなものはありますけれども、少なくとも後進地域の

開発に役立てるといふのであるとすれば、もつと総合的なものが加わつたものにならなければならぬのじゃないかと思ふのです。だから当然関連して、たとえば、まだ法案なんかは出ませんけれども、何ですか、広域都市ですか、それから工業の何とかいろいろある法案が出ておられますが、もつとあつたものとの関連をはつきり持つたものにしていく必要があるのじゃないだらうかと思ふのですが、このものを私は単なる否定をするという立場に立つてものを言っているんじゃないのですけれども、大臣、地域の格差は是正というような問題を考へていく場合に、私はもつと今言つたように総合的な施策というものが当然必要になつてくると思ふのですが、そういう点についてお考えありませんか。

○国務大臣(安井謙吉) ごもつともなお話でありまして、これからの所得倍増計画なり経済の発展に伴ひまして、この地域格差を縮小していく、なくしていくというのが大きな課題になつておるわけでありまして、これは総合的に今後取りかかつていかなければならぬということ、種々の、各方面からの準備をしているわけでありまして、ただ、これだけやればこれで解決するのじゃありませんので、しかし同時に、これは多角的にやらなければならぬものですから、ただ一本の法律にばつとまとめて、これで万事解決するといふふうにはなかなかいきにくい性格のものであります。とりあえず今、政府といたしましては、さしあたり間に合うものからどんな手をつけていこうじやないか、そうしてそれを追つて総合的な計画にまとめていこう、こうい

う方針をとつてやっているわけでありまして、今、企画庁から出してあります低開発地域に対する工場分散計画といふもの、これは御承知の通り、小都市、市町村を中心とした工場分散の計画も一つ法律案を出してあります。と同時に全般的に、今お話のようにならぬ地域というものを対するいろいろな見方もありまして、取り上げ方もありまして、とにかく一つの基準を設けて、後進地域全般に對する公共事業のそういうものの促進をはかるという計画のもとに、全体の水準、後進地域に對する水準の向上をはかるための、こういった補助特例を今審議を願つておるわけでありまして、さらに、われわれの考へ方としては、地方のいわゆる低い開発地域における都市を中心にして総合的な開発の計画というものをやるための基幹都市といったような考へ方を目下準備中のごさいます。これも近く法案提出の運びにしたいと思つております。

まあこれらが比較的総合的な対策になるかと思ひますが、これは今もお話のように、たとえば自治省だけの問題じゃございせん。建設省もあれば通産省もある、あるいは農林省も関係してくるというふうなことから、法案を取りまとめるのに今手間を食つていふような次第でございます。おいおいそういうふうな形でもつて総合的に地域格差をなくしていくという具体的な対策を立てるつもりでございます。

きかというふうな問題等についても、いふいろいろ検討したというお話ですが、そういう検討された資料といふものはあります。各県ごとの。○国務大臣(安井謙吉) 各団体、まあ主として府県を中心として、この開発の事業に對する五カ年計画というふうなものもそれぞれの資料を取り調べ、また、それを総合しまして今後の地方行政のあり方というものとからめて検討したものであります。

○鈴木壽君 はつきりしたものはまだできておらないわけでございますね。○国務大臣(安井謙吉) ええ、この将来計画を見通してかくあるべしというものを数字的に、具体的に計画を立てたものといふものはまだまとまつてございせん。

のは何もできていないのです、総額がきめられていてはだかんです。その地域にわたつて一体どうしなければならぬかといふこまかいところまでの見通しはまだできていないようであり、あるいは文教施設の整備といふような問題についても一体今後どういふふうに、老朽校舎の問題その他生徒の増減に伴つてどういふふうになつていくのかといふことについてもはつきりした策を持つておらない、こういうような一、二の例をあげますと、そういうようなことになつておると思ふのですが、私はそれでは地方の府県なり、あるいは市町村なりにおいて、特に今問題となつておるような、いわばおくれおるような地域の問題を考へるような場合には、どうしても基礎になるものが押えられておらない、一時的な効果はあるかもしれぬけれども、所得格差の是正というふうなこと、あるいは全般的な経済成長というふうなことがなつてくると、私はやっぱり問題が依然として残つていくだろうと、こういうふうにお思ふのですが、将来、大臣、どうですか、一つ非常に難儀な問題で、めんどろな作業を必要とするかもしれないが、そういうふうなものを早急に作るようなお気持はありますか。

○国務大臣(安井謙吉) 私は、この問題は非常に重要な問題でありますし、御趣旨のようになつては極力政府として考へていかなければならぬと思ふのであります。一つは、団体の数も非常に多い。地域差あるいは実態もそれぞれ違つておる団体を、これを総合的にまとめ上げて、将来何年計画に持つていくという、技術的な困難さもある

ありましようが、同時にもう一つは、鈴木さんなんかのお考へのように、できる限り計画化していくことは必要でございますが、われわれがとつております政策の根本は、国民経済全体の大きな自然成長というものを、できるだけ政府がこれをサポートしていくという立場で、初めから一つの企画をきめて、この型にはめてしまふのだといふふうな考へ方には、若干考へ方、扱い方に差があるかと思ふのであります。そういうふうな趣旨から、御期待通りのきちんとした何カ年計画、いわゆる計画経済に近いような企画といふものを将来きめて、はめていくといふふうにはなかなかやれないといふふうにも考へておるわけでありまして、従いまして、大筋として、道路の五カ年計画をどういふふうにして、将来国民経済の発展あるいは地域の発展と相待つて、大筋としてどういふふうに考へていくか、港灣はどう考へていくか、あるいはその他一般の事業、産業の発展をどう考へていくかという基本的な調査は、見通しは持つてしまつても、非常に企画の詰まつたもの、それで強制力をもつて統制をしていくといふふうな考へ方では、必ずしもいかな場合があるかと思ひます。

○鈴木壽君 私も今の、これは根本的な問題になります。計画経済あるいはそれに近いような方式できちつとやれと言つても、今の政府ではそれはどうも実行力もないだらうと思ひ、そこまでは——私は一つの限界が当然あるといふことを考へるから。しかし、よく言われるように、従来政府自身も格差の是正といふことをしばしば言つておる。しかし、これなしに、ただ手

放しに、自由経済そのまゝの手放しに、伸びる工業だけがどんどん伸びていって、それでいいわけではないだろうと思うし、伸びる地域だけどんどん伸びていってそれでいいのだ、こういうことには政府だって考えておらないから、地域格差の是正というのをやほり一つの大きなねらいとして考えておられると思う。そのための工場分散なり、あるいは基幹都市の問題なり、広域都市の問題等が話になってくる。同時にまた今の特別措置法というものも私は考えられておられるのです。ですから、そういう面にはやはり近づけていくために、一体地域格差と言つたて、地域の現状がどうなっているか、それを是正するためにどうしなければならぬかという、その程度の計画的な見通しだけは持たなければならぬ。それが五年でできるか、十年でできるか、いろいろ問題はあろうと思ひます。しかし、それを是正するための前進的な、前向きな努力だけはしなければならぬと思ひます。そうするためには、一体現状がどうなっているのかということは、当然ある程度つかんでおかないと、題目だけになってしまふと思うのです。私はそういうふうな考え方をせざるを得ないと思ひます。前にも申し上げましたように、何もきちっと計画的にすべてのものを、しかも、地域をいかにせよというふうなきつちとした、ものさしではなかったような、そういうことをせよと言つても私はできないことは当然だろと思ひますから、そこまでは申し上げませんが、今の政府の経済成長政策と、そうしてまた、それに当然伴わなければ

ならぬ地域格差の是正というものの、あるいはいろいろなそのなかにも問題はありますが、一つの問題として地域格差の是正というものをいうたい出す以上、それはやはりそういう、根本的なものを調査なり、実態をつかんで、一体これをどういう格差を縮めていくかというところのいろいろの施策が行なわれなければならぬというふうに考えますから、何かそういうことについての調査なり、資料なりというものが当然あつていいのではないかと、いうように思つてお聞きしているわけなんです。これはひとり自治省だけの問題ではないし、企画庁あたりにもそういうふうなものを、政府のものとして持つていかないと、他の官庁等において、そういうものが調査されておる、あるいは調査中であると思へば、私はそういうものでもお示し願へばありがたい、こういうふうな思ひます。

○國務大臣(安井謙吉) 今お話のような趣旨のものは、確かに必要なものでございまして、やらなければいかぬので、先ほども申し上げましたように、個々の地方団体の将来の計画といったような材料もできるだけ取り寄せ、あるいはまた、これを縦に考えた場合に、道路の五カ年計画であるとか、港湾の五カ年計画、利水計画であるとかというふうな、そういうふうな基本的なものの考え方、そういうものを総合して、できる限り将来への大きな基本方針もきめていきたいと思つておるわけでありまして、今ここで、それじゃ将来のそういうようなものを総合的にまとめて、どういうような計画になつていくかというふうなものができ上がつて

ていくかどうかということになります。これは現在まだそういうふうに取りまとめたいものではございまして、おらないうことではございまして。○鈴木壽君 将来そういうふうな方向にまとめたいというふうにお聞きしてよろしくございまして。○國務大臣(安井謙吉) これは先ほど申し上げましたように、ものの程度によつて思ふのでありまして、どこまでそれがきちんとしたものかというところになれば、いろいろ議論もございまして、また、どこまでやるべきものかという限界の点もあるかと思ひますが、それぞれの部門あるいはそれぞの主要な団体については、現在でも基本的にはいろいろの計画を持つておるわけでありまして、できる限り将来これをまとめまして、一つのその段階において見通し得るめどというものは、今後もつけていきたいと思つております。

○鈴木壽君 さつきも私は申し上げましたが、今回のこの特別措置法は、そのものを私否定する立場でなしに、ただこういうものをやる場合に、もっと総合的なものがほしいということ、たとえば道路五カ年計画がある、港湾の整備の五カ年計画がある、治山治水の整備の五カ年計画がある、いろいろなものがある、こういういろいろなものがある、そういうものをやる場合に、事業量を一体どの地域にどういうふうな振り分けをするかというのを当然考えなければならぬと思ひます。その他の場合にも、そういう問題が当然出てくる。そうして、そうなる場合に、一体将来の地域の財政力がふえて、どう対応できる態勢にあるのか、おそらく貧弱団体では仕事を

持っていけないで、なかなか持っていけないで、その団体に対してそういう仕事をどう評価し、後進性の脱却ができるような進め方が可能かというふうな財政的な裏づけというものを私は考えていくべきだ、そこまではない、確かに百数十億の金は、これによつて従来の地方負担分のあればあるいは、何といひますか、助かるかもしれない。しかし、百数十億の金が助かるといひても、今言つたようにそのことで直ちに後進性の脱却な、あるいは地域格差の是正ということに結びつかないような形に終わつてしまふのではないかと、私は心配がある、率直に言つて。多少のゆとりはできるかもしれない。だから、ゆとりある金を別の方に回し、ある種の仕事をやるということ、関係はあるかもしれないけれども、特にいささしく事業量の関係になり、将来一体どういう施設をどのようにしなければならぬというめどを持つた仕組みにならないと、十億の負担をするのを九億で足りたのだといふことだけに終わりはしないかというふうな思ひます。妙な少し回りくどいような聞き方をしておりますけれども、もっと私はこれに今言つたような要素を加えたものにしていくための努力が必要だと思ひます。そういう計画がなければならぬというふうな今思つてお聞きしておるわけなんです。何かそれによつてあれですか、どうもお前の考え方は少しおかしいのじゃないかというところでもあつたら率直に一つお話し願ひたい。

○政府委員(奥村誠亮君) 大へん率直に申し上げますと、自治省としては、当初、後進性の強いところに特に国の援助の割合を高めるといふこととあわせまして、事業分量が多ければそれからみ合はせまして事業分量の多いところには国の援助の割合を高めると、この二本建を考へておつたわけでございます。そういう方が今の鈴木さんの所説を伺つておると一そう合つてくるのだと思ひます。ただ政府内部でいろいろ議論しております過程におきまして、事業分量をからみ合わせると国の援助の割合を高める度合いをどうするかという決定がされてくるという点と、もう一つは、事業分量の取り合ひにかなり過ぎるという点、この二つからなかなか全体をそういう方向にまとめ上げるには時間がかつたのであります。そこで一応このように形において財政援助の制度を打ち立てたわけでございます。もとより今後この制度の実施の経過を見ながらよりよい方向を探索していききたいという気持であるわけでございます。この制度がこのまままで完璧だという気持ではございせん、先ほども申し上げましたように、経過的にはこれに合はせまして事業分量もからみ合はせたいということ、私たちとしては理想としておつたわけでございます。なお所得増進計画にいたしまして、その他の各部門ごとの開発計画にいたしまして、地域別に金額が明示されて参りますと、地方財政を所管しておりますものとして、どの程度の将来その団体に対する財源付与をめどにしていこうかということが定まつて参りませんので、将来といたしましては、逐次そういう方向に行くのだらうと思ひます。ございませう。ただ、こういう方向ができて参り

ましてから、まだそれほど年月を経過しておりませんので固まった方向に行っておりませんけれども、だんだんとそういう方向に固まってくるのじゃないだろうか、そう考へておられるわけでありまして、私たちといたしまして、そういうことをめどにしながら、どのような財政援助の制度を地方団体にとって参りますことが、それらの計画をより容易に達成せしめるかというようなことを研究して参りたいという考へでおるわけでありまして。

○鈴木壽君 大臣、あれですか、道路予算とか、それから港湾、治山治水、ああいうものの各地方への配分にあつて、自治省はたとえば建設省なり運輸省なり等に対して何か意見を言ったり、要望したりするということのようなことができませんか。

○國務大臣(安井謙吉) こういうものを具体的に計画を実施することにつきましては、審議会を通すような形になっております。その審議会において、自治省からも出ておられて、いろいろ問題について審議に当たり発言をする、こういう仕組みになっております。

○鈴木壽君 もっと私端的に言つて、たとえばことしの道路予算の具体的な配分にあつての何かあれですか、要望したり、あるいは相談をしたり何かそういうことをおやりになっておりますか。

○國務大臣(安井謙吉) 實際的に、たとえば三十六年度の道路の公共事業費をどういうふうに分けるかという、個々について、一つ一つの相談を受けてやるといふには建前はなつておりません。これは建設省が全体の道路

計画というものを見た上で立てる建前でありまして、しかし、それが非常な財政事情に著しい影響を及ぼすものである、あるいはその団体の財政事情でいかがかと思はれる点があれば、これは注意してこちらからも建設省へ注文をつける、要望するというふうな實際問題はやつております。

○鈴木壽君 私、ことしの道路予算、それから港湾予算、治山治水関係その他全部をまだ承知しておりませんが、けれども、どうもやっぱり一つの道路なり港湾、特に港湾等の問題になりますと、いわゆる地域の格差をなくするといふような方向でいっているとは思えない予算配分になりますね。個々のそれは地方道とか、いろいろな問題に從來よりは予算はふえております。国道の方でも予算はふえております。しかし、何といつてもおくれたところはやっぱり依然として差がついていくようなそういう形ですね。ですから、やっぱり前にも申し上げたように、事業量の配分の際にも、もっとそういう各建設省なり運輸省なり農林省等に対して、そういうような問題について、大臣、十分これは閣議のときでもけつこうだと私思ふのですが、ほんとうに注文をつけて、しかも、それなしには国の政策なんというものはできないのだ、経済政策なり地域格差の是正なりということはできないのだということ

差をなくしていこうという大きな政府の方針というものは、閣議で決定をしてそれぞれの主管省に流れていくわけでありまして。また實際問題としても、特別支障のあるというような問題があれば、これについては必要な発言は常にできるわけでありまして。ただ個々のものを決定するために一々の路線とか、その他についての個々の相談をそれぞれ全面的に受けるというふうな仕組みにはなつておりません。

それから地域格差をなくするような方向にどうも行っていないやうだといふような見方もありかと思ひますが、これも見方によつて、なかなかむづかしい問題でありまして、たとえば道路に対する投資の比率といったようなものも、一定の基準を設けて、しかも、これを地域の発展のために使うといふふうになつておられますと、今度は逆な面で言つて、都会なんかは道路に對するまた別の見方の需要量等から言つて、非常に投資額が薄いじゃないかというふうな結論も逆に出る場合もありまして、そこらのかね合ひというやつはなかなかむづかしいものだらうと思ふ。しかし、お話の御趣旨のやうに、全体の方針に關係するやうなものについては、十分主張は生かし得る機会はあるわけでありまして。

○鈴木壽君 これはまあ今の大臣のお話でございすけれども、さつきも申し上げましたやうに、私は三十六年度の予算の配分等でも、大きなものをまだ見ておりませんけれども、従来はやはり端的に言つて、たとえば太平洋岸とか、それから日本海側なんといふと、はつきり格差のあるのが見えますし、また予算のつけ方なんかにおい

ても、依然として格差が縮まるという方向でないといふことは、十分指摘できると思ふのです。たとえば東北地方では、東側の国道と西側の国道と比べてみると、一目瞭然ですね。しかも、改修あるいは舗装等が、なかなか西側の方では進まないという問題がある。私は何も自分が東北の西側の方にいるからといふ、ひがんだ氣持で申し上げるわけでもございませんけれども、現実はそんなんです。そういうことが各地にあるので、こういう問題を国として直していくといふやうでないと、幾らたつても差がむしろ広がるやうな傾向にいくのじゃないかといふやうなことまで、心配いたすのでありますから、どうか一つ大臣、今言つたやうな点で、今後十分政府内部でそういう主張をして一つやつていただきたいと思ふのです。實際に道路なりその他港湾なり、いろいろなもの配分をこらになつて、どんどん注文ついたり、意見を述べていただきたいと思ふのです。私はこれは要望なんでございすけれども、一つそれを申し上げておきたいと思ひます。

それから、こまかいことになりまして、この法の三条にある引上率の負担割合の算定方法ですね、一つの式があるわけなんです、これはもう少しわかりやすく説明していただかせんか。たとえばこの数字が何を表わしているのか、〇・四六から当該適用団体の財政力指数を差引いてという、こういうやうなのをもう少しわかつたけどういう根拠でどうなつてゐるのかといふことをちょっと御説明いただかせんか。教えてもらいたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 基本的には〇・四六から当該適用団体の財政力指数を差引きました差額、それを引上率にしたいといふことでございす。さらに言いかえれば、全国平均でみれば、四六％くらいは、租税収入で財政需要をまかなつてゐる、それに達しない団体の達しない比率をかさ上げ率に使つていこうという考へ方でございます。その場合に、最も引上率の高い団体の引上率を二五％まで持つていこう、現在では二五％になりません。最も財政力指数の悪い団体の引上率を二五％まで持つていこう、それに応じて、他の団体のかさ上げ率も修正していこうということにいたしましたのが、この算式でございす。

○鈴木壽君 どうも弱いな、こういうのは。

○政府委員(奥野誠亮君) なお重ねて申し上げます、こう考へていただければよろしいかと思ひます。分子に書いてあります〇・四六％マイナス当該団体の財政力指数、要するに四六％に達しない団体の比率、これをかさ上げ率に使つたのでございす。これに、分母に書いてあります〇・四六％マイナス財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数、現在では二三％のやうでございす。そうしますと、

〇・四六から〇・二三を引きました比率が二三％でございすから、二三％の団体のかさ上げ率を、二三％といふことにとめませんで、二五％まで上げた、そこで全体に二三％分の二五％、〇・二五をぶつかけることによつて、他の団体のかさ上げ率もそれによつて修正していける、その程度に引き上げていくことになるわけ

でございます。基本的には分母に書いてあります。〇・四六％マイナス当該適用団体の財政力指数なんでありまして。平均まで達しない比率をかさ上げ率に使用すると、こういうことでござい

ます。しかし、一番悪い団体は、その比率だけにしないで、二五％まで持つていきたい。そこで一番低い団体につきま

す。その不足率を、分母に置いておいてあげてございまして、一番低い団体

が二三％でありますから、〇・四六から〇・二三を引きました差額の〇・二三が、分母に入ってくるわけ

でございます。今年度に限ります限りは、二三％は分母に入ってくるわけであり

ます。で、上のこれを、もし、財政力指数が最も悪い団体に当てはめま

す。当該適用団体の財政力指数がやはり〇・二三でありますから、分子も

〇・二三であります。〇・二三分の〇・二三になるわけでありまして。言

いかえれば一であります。従いまして、その団体は〇・二五に一をかけるわけ

でありますから、二五％まで引き上げることになります。同様にそれより高

い団体につきましては、それぞれ分母に書いてあります当該適用団体の財政

力指数が上ってくるわけでありま

すけれども、それらの団体の不足率を、一番低い団体を二割五分アップにした

わけでありまして、その程度に修正さ

れていく。要するに二三％分の二五％をぶっかけて、それだけで四六％に達

しない比率そのまゝのものを若干引き上げて、かさ上げ率にするということ

になってくるわけでありま

す。〇鈴木壽君 大体お話しはわかりまし

た。そこで、いただいた資料の国庫負

担引上率の算定実例でござい

ますね、これをい

ます。A県の場合、B県の場合と二つのものがあり

ますが、これを一つ、もう少し御説明

いただきたいと思

います。〇説明員(茨木広君) A県の場合の方

は、普通の団体の場合でござい

ます。財政力指数が二五％の団体の例を

あげてござい

ます。もう一つ一番前の方の紙で財政力指

数の載っているものがござい

算においても、一以外の部分については二分の一にした率を用いるというのが、この法律の経過措置の二項の、三ページ一番最後から四ページにかけて、この場合において云々というところ、率の計算について二分の一にするのだということが書いてございす。その説明が一番最後のところの説明でございす。一・一六から一を引いた〇・一六を二分の一にして、そして今の一を引いた部分をもう一度元に戻すためにプラス一をする、そして一・〇八になります。これが今の法律の三ページの最後から四ページにわたる部分の説明でございす。非常にこまかくなりました恐縮でございす。そんなような工合でございす。

○鈴木壽君 三億をもらえんと思つた団体が新法が適用されることによつて、三十七年度においては五千万円損する、こういうことになりましたね。

○説明員(茨木広君) そういうことに相なります。と申しますのは、一応この再建団体の方の制度は三十九年度ごろの事態を前提といたしまして、その当時の再建団体を対象にするということになつてゐるわけでございす。その後、準用団体等で市町村の方におきまして再建に入つたものもあるものでございすけれども、この団体にはこの制度は適用されてゐないわけでございす、と申しますのは、三十九年度当時は非常に地方財政の財源措置も現在よりもつと悪うございしたために、いろいろ問題があつたわけでございす。おかげさまで各方面だんだん充実して参りましたので、現在のところにおきましては、再建団体であるか、あるいはそうでない後進地域かによつての差がだんだん少なくなつて参りました。そこで今度の制度の場合におきましては、従来と建前を異にいたしました。再建団体であるか、そうでないかという点ではなくして、この新しい財政力指数によつて判定いたしました。団体の順位によつて引上率の差をつけ、こういうような制度にするこゝになつておるわけでございす。

○鈴木壽君 三億をもらえんと思つた団体が新法が適用されることによつて、三十七年度においては五千万円損する、こういうことになりましたね。

○説明員(茨木広君) そういうことに相なります。と申しますのは、一応この再建団体の方の制度は三十九年度ごろの事態を前提といたしまして、その当時の再建団体を対象にするということになつてゐるわけでございす。その後、準用団体等で市町村の方におきまして再建に入つたものもあるものでございすけれども、この団体にはこの制度は適用されてゐないわけでございす、と申しますのは、三十九年度当時は非常に地方財政の財源措置も現在よりもつと悪うございしたために、いろいろ問題があつたわけでございす。おかげさまで各方面だんだん充実して参りましたので、現在のところにおきましては、再建団体であるか、あるいはそうでない後進地域かによつての差がだんだん少なくなつて参りました。そこで今度の制度の場合におきましては、従来と建前を異にいたしました。再建団体であるか、そうでないかという点ではなくして、この新しい財政力指数によつて判定いたしました。団体の順位によつて引上率の差をつけ、こういうような制度にするこゝになつておるわけでございす。

○鈴木壽君 三億をもらえんと思つた団体が新法が適用されることによつて、三十七年度においては五千万円損する、こういうことになりましたね。

○説明員(茨木広君) そういうことに相なります。と申しますのは、一応この再建団体の方の制度は三十九年度ごろの事態を前提といたしまして、その当時の再建団体を対象にするということになつてゐるわけでございす。その後、準用団体等で市町村の方におきまして再建に入つたものもあるものでございすけれども、この団体にはこの制度は適用されてゐないわけでございす、と申しますのは、三十九年度当時は非常に地方財政の財源措置も現在よりもつと悪うございしたために、いろいろ問題があつたわけでございす。おかげさまで各方面だんだん充実して参りましたので、現在のところにおきましては、再建団体であるか、あるいはそうでない後進地域かによつての差がだんだん少なくなつて参りました。そこで今度の制度の場合におきましては、従来と建前を異にいたしました。再建団体であるか、そうでないかという点ではなくして、この新しい財政力指数によつて判定いたしました。団体の順位によつて引上率の差をつけ、こういうような制度にするこゝになつておるわけでございす。

○鈴木壽君 三億をもらえんと思つた団体が新法が適用されることによつて、三十七年度においては五千万円損する、こういうことになりましたね。

○説明員(茨木広君) そうでございす。三十九年度においては、新法による割増額と、従来の方式による割増額の二分の一の額とを比較して、その有利な方をとる、こういうようなことであるとして、「即ち、」云々と、こうあります。ところが、従来方式によつた場合の割増額三億円と、新法によつた場合の二億五千万円、そしてその場合に二分の一とか何とかというものがあつて、二分の一のところと比較されますから二億五千万円の方をとる、こういうことでは。○説明員(鈴木廣君) そうでございす。

ような場合におきましては、今言つたような三年間に順次こちらの制度の方になつたかに吸収をしていくというところ、三十九年度はまあ全額、それから三十七年度は二分の一、それから三十八年度は四分の一、こういうような制度を立てたわけでございす。と申しますのは、同時に、十八団体ほど再建団体が三十五年度であつたわけでございす。三十五年度末で三団体完了をいたしております。それから三十九年度に六団体完了をする予定になつておる。そうすると大体残る団体が九団体になつておる。そのほか、別途ことしじゅうに再建計画の変更をいたしまして、大体一年くらい、多いものは数年になります。期間を短縮いたしまして、再建を促進するというような情勢になつておる。従つて、そのようなこともかみ合せて考えまして、今言つたような制度にいたしましたわけでございす。しかし、やはり再建団体でも、たとえば山梨、秋田、鹿児島のような団体は、財政力指数の低い団体でございすので、引上率も相当多くなりますので、今の経過措置の方の適用は受けないで、新しく新法がもう当初から適用になつていく、こういうような団体もございす。そういうようなことで、二、三財政力指数の相当高い団体も、経過措置でやつていった方が有利な団体が出てくるのではなからうか、こういうふうな考へておるわけでございす。

○鈴木壽君 三十九年度までに――現在までに終わったのが三団体でした。ね。

○説明員(鈴木廣君) 三団体でございす。三十九年度は六団体になります。

○鈴木壽君 また完了ということになります。三十七、八、九、今のところでは、あるいは期間の短縮なんか行なわれるかもしれないけれども、今の状態では三十七年度で終わる予定の団体が……。

○説明員(鈴木廣君) 一団体でございす。三十八年度は四団体でございす。

○鈴木壽君 そうすると、三十九年度で四団体でございす。

○説明員(鈴木廣君) 三十九年度が二団体、四十年が二団体、四十五年が一団体でございす。

○鈴木壽君 そうするとあれですか、端的に言つて三十七年度からは、今お聞きしたように、新法が出ることによつて、その適用されることによつて、従来の再建団体であつたものの補助の仕方からすると、若干不利になるというところが出てくるのはこれは当然です、一般的に言つて。

○説明員(鈴木廣君) 大体若干出る見込みであります。

○鈴木壽君 この場合、三十九年度から全部も新法に切りかえられるわけですね。

○説明員(鈴木廣君) そうでございす。

○鈴木壽君 このうち三十九年度からを考へてみると、今のところ三十九年度で二団体、四十年一団体、四十五年一団体、これはあれですか、再建期間の短縮というふうなことは見通しとしてはどうなんですか。

○説明員(鈴木廣君) 大体今考えられておるものは、四十年の団体が二年くらい、その当初立てました再建計画

の赤字解消額よりも、進歩いたして赤字を解消いたしております。四十五年の団体が約五年くらい進歩いたしております。と申しますのは、再建債のほかに、別途再建債にたな上げされなかつた赤字があるわけでございす。それがほとんど、佐賀県は去年、それから徳島県はことしなくなつと思ひますが、全部再建債以外の赤字は解消いたしております。計画ではまだ三十五、六年度は赤字が出るような、再建債外の赤字が累積するような当初の計画になつておりましたが、非常に進歩いたしております。こういうことで、かような団体は大体三十八年ないし、徳島が四十年に終わるだらう、という計画に今年変更できるだらう、と思つております。三十九年度の団体が三十八年に終わるだらうと思ひます。三十八年の団体は大体一年短縮できるのではないかと、三十七年の団体は大体見込みといたしましては、本年度で完了できる、こういうふうに私も思つておる。大体そんなような状況でございす。

○鈴木壽君 残る団体はあまり数多くないわけなんです。三十七年度それから三十八年度、両年にわたつて二分の一、四分の一のこれで新法に切りかえていくわけですか、どうですか。これはもう一年くらいは団体にはそれこそ、さつきお話のあつたようにならぬかというならば、四分の三、二分の一、四分の一くらいでどうですか。三年くらいはかかたらどうですか。ちよつと気の毒じゃないですか。

○説明員(鈴木廣君) 当初は三十六年度一年限りでというふうな案であつたわけですが、まあ三十九年とい

の赤字解消額よりも、進歩いたして赤字を解消いたしております。四十五年の団体が約五年くらい進歩いたしております。と申しますのは、再建債のほかに、別途再建債にたな上げされなかつた赤字があるわけでございす。それがほとんど、佐賀県は去年、それから徳島県はことしなくなつと思ひますが、全部再建債以外の赤字は解消いたしております。計画ではまだ三十五、六年度は赤字が出るような、再建債外の赤字が累積するような当初の計画になつておりましたが、非常に進歩いたしております。こういうことで、かような団体は大体三十八年ないし、徳島が四十年に終わるだらう、という計画に今年変更できるだらう、と思つております。三十九年度の団体が三十八年に終わるだらうと思ひます。三十八年の団体は大体一年短縮できるのではないかと、三十七年の団体は大体見込みといたしましては、本年度で完了できる、こういうふうに私も思つておる。大体そんなような状況でございす。

○鈴木壽君 残る団体はあまり数多くないわけなんです。三十七年度それから三十八年度、両年にわたつて二分の一、四分の一のこれで新法に切りかえていくわけですか、どうですか。これはもう一年くらいは団体にはそれこそ、さつきお話のあつたようにならぬかというならば、四分の三、二分の一、四分の一くらいでどうですか。三年くらいはかかたらどうですか。ちよつと気の毒じゃないですか。

うことで三十八年度までにいたしたわけでございます。大体今の各団体の繰越金の状況、それから積立金の状況等から判断いたしました、それから現在の改善されました地方財政の状況から判断いたしました、まあこの程度の年限がありまして十分であろうというように考えております。と申しますのは、主として後半の方に引つかかって参りますのは、相当財政力の上位団体と申しますか、中位団体と申しますかの団体が二、三それに該当するのになかろうかというような考え方をいたして見ているのでございます。従って、原案でお願い申し上げたいと思っております。

○鈴木壽君 これは、お話のように再建団体になる当時の財政事情と今とは相当違つておると思ひますから、一がいに再建団体であるから非常に苦しいんだということでもやることもどうかというふうな感じはしますけれども、そういう計画ですと、少なくともその再建団体になった当時、二、三年というものは、非常に苦しいやり方で、事業の圧縮やら、公共事業なんかみんな圧縮することが建前であつたのですから、そういうことで来ているのですから、今多少いわば好転したというようにないところなんですか。大体、ですから、そういうところには、わずかに、二年のところですか、もう少し温情をもつてやるのが、当初に考えた趣旨からしていいんじゃないですか、財政局長、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体は国から金を取り得たというふうな気持で考えていきますと、少しでも損する

ような団体があつてはいかぬ、こういう立法にせざるを得ないのかもしれない。しかし、制度を改善するということになつて参りますと、一時的には悪い影響を受ける団体が出て参りましたもやむを得ないのじゃないか、こう思つておられるわけでございます。今御議論されておられます三十七年度において不利になる団体もあるわけでございますけれども、半面、ある程度恒久的に財政援助を保障する立法になつておられるわけでございますから、その団体におきまして三十七年だけをとらないで考えた場合には、もとよりこの制度によりまして相当な好影響を受けていくわけでございます。また再建団体の中にもありますけれども、財政の貧困な団体におきましては、今よりさらに大きな援助を受けられることにもなつてくるわけでございます。この制度の結果、数年の間若干今よりも不利になる団体が生ずるけれども、その団体にあつても恒久的に援助を受けられるのだから、はるかに有利な制度になつていくわけでもございますし、また多くの団体はこれによりまして非常に大きな恩恵を受けて参るわけでございます。すので、やはりこういうような法律の建前にすべきであらうと、かように考へておられるわけでございます。

○鈴木壽君 それは赤字団体だから何もかもにというんじゃないのですけれども、団体の数もわずかに、なだらかにやるといふ建前だつたら、なだらかに団体をもう少しふやしてやることに私はいいんじゃないかと思ふのですけれども、やっぱり若干不利なのがありますから、ですから、そういうことも私考へるべきじゃないか。もちろん

恒久的になるということだけは確かです。それから、今後どの程度続くかわからないのですけれども、恒久的であることは確かです。それは再建団体でないものも恒久的に利益を受けてやるんですから、せめて三十九年あたりまでいくように、最初の年は四分の三、それから次は二分の一、次は四分の一と四十年度あたりから一つこの新法に全面的に切りかえるというふうなこともいいんじゃないですか。やっぱり原案を作つてしまふは困りますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘のような影響を受ける団体は二、三の団体でございます。私たちは現在の財政再建促進特別措置法の援助のあり方についてすでに改正を加へたい、こういう気持でおられるわけでございます。現在不合理だと考へておられるわけでございますので、それを残しておく考え方は毛頭ございません。

○鈴木壽君 それから今再建団体に対して事業量を、当初七五、各三カ年間の七五%圧縮した形でやつてきましたが、今はどうですか、そういうようなワケがありますか。

○説明員(坂本広君) やはりございませう。ただ当初は、二十七年から二十九年度までの三カ年の平均の事業量を基礎にいたしました、その七五%をこへますという補助率のワケが一切なくなる、こういう制度であつたのでございませうが、そのあとでは七割五分までのところは二割アップ、それから事業量が、一割ふえまると二割アップを一割アップに補助率を落とす、それからそれをこへますという、通常の補助率に返ると、こういうことでだんだん補助率が通常の方に返るといふような

格好になつております。ただし、やはりそういうことでございませうから、事業量との計算では、その二十七年から二十九年のものを、その後の公共事業の伸び率等で修正しましたものを基礎にいたしまして基準事業量というものをきめて、それとの関係で、今言つたような方法できめておられる。やはりそういうことでは制限がございませう。

○鈴木壽君 一方においてそういうような制限をしておられるの、これはやっぱりもう少し、残り少ないわずかの団体ですが、めんどろ見てやるといふとちよつと諍弊がありますけれども、それはあなた方もおっしゃるやうに再建団体に指定する当時の財政の状況と、今のかりに再建団体であつても財政の状況と違ふことは確かですが、しかし、まあ今言つたように、一方においては事業量の圧縮なんかも、圧縮といひますか、過去においては相当圧縮され、現在においてもまたそういうやうな一つの基準によつて補助率が違ふというやうな状況になつてゐるんだしね。まあ少しも再建団体の法の適用が有利だとするならば、そちらの方でやるべきじゃないですかね。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちは再建法がありますために、いつまでも再建団体で残つてゐる、これが非常に不合理だと考へてゐるのであります。完了できる団体でありまして、再建法の適用を受けておられるのであります。また受けておつた方が金の計算だけでは有利であります。私たちは早く独立の精神を取り戻していただきたい。それでなければほんとうの自治の進展を期することは困難じゃないか、こういう気持でおられますので、なるべく早

く私たちは再建法のあのかさ上げ制度はやめていきたい、こういう気持でおられるわけでございます。金の損得以上に独立の精神というものを強く持つていただきたい、こういう考え方は抜け切れないわけでございます。

○鈴木壽君 ほんとうの自治の建前に返つて、独立の精神を持つことについては、私も大賛成です。それです。それから、そういう意味において私は、今補助率で、あるいは仕事の量で縛ること自体が私はそれではおかしいと思ふのです。それで、確かにあなたのおっしゃる通りですが、ただしかしながら、財政状況が早く再建団体でなくなることといふと、必ずしもそうでないという現実があるのです。だから、例の赤字を全部返してやつて独立団体になりたいのだ、しかし、それをやることによつて非常にまた苦しいということが出てくる。仕事をやりたいが、やれないところが出てくる。ですから、私はやっぱり多少事情は違つておることは確かにおつしやる通りでありますし、自治の精神、独立の精神に立ち返ることは大賛成でございますが、わずかの補助率を高めることによつて自治精神を失わせないようにということとがむしろ今の段階ではいいんじゃないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 再建期間の長い団体は、この制度によつてみな有利になります。御心配になつてゐるやうな団体は、現在でも三十七年ないし三十八年までが再建期間だ、こういう団体でございます。私たちはやっぱり早く再建を完了してもらつた方がいいんじゃないか、こういう気持でおられるわけでございます。また不利になります

額もそれほど大きなものではないと思つておるわけでございます。

○鈴木壽君 さっきのことにちよつと返るわけでありまうけれども、そうしてまた奥野さんのお話によつては、前に自治省としてはそういうことを考えたというのですが、事業量の増大に伴つてやつぱり補助率をもつと上げてやつて、ほんとうの意味で仕事ができるようにしてやるということが私はどうしても必要だと思ふのですが、大臣は実は近いうちにそういうような方向を強く打ち出して、この法律改正を考へていかなければいけないというふう

に今お考えになりませんか。

○國務大臣(安井謙吉) これは、先ほども財政局長も御答弁いたしましたように、自治省としては当然一つ考へるというところでスタートはした問題でありますので、今後とも十分これは考へていきたいと考へております。ただ私は、基本的には今の地方交付税によつてある程度の地方団体間の格差は、少なくとも都市における行政措置としてはある程度平均化されておる、しかし、地域的に見ておられるところ、今度逆に別の方から多く補強をしてさらに格差を縮める作業をしていこうという法律でありますから、でき得る限り数字も多いし、金額も多いにこしたことはないものでありますが、これはやはりそのときそのときの財政状況も勘案しながらしなければならぬので、直ちに事業量そのものを今すぐ適用する方向でこの次から成立させるといふ約束もむずかしいかと思ひます。十分これは御指摘のように検討して、自治省として一つその方向でさらに進めたいと思つております。

○鈴木壽君 その点については、私はやつぱり将来考へるというだけではなしに、強くそういう方向に持つていつてもいいものだと考へるのであります。そうでないと、何べんも申し上げますように、地域格差の是正ということとは単なる題目だけに終わる、そうでしょう。ある程度の事業しかやれない。どんなにいろいろな事業をやつていかなければいけないという今の状態なんですから、それに対応できるような財政措置というものを当然やつぱり考へていくということではないかと思ひます。そういう意味で大臣の今後の最大の努力をこの点について一つ傾けてやつていただきたいと思います。

それから指定事業の範囲と、それに關してたとえば海岸の直轄事業、一連の海岸保全施設にかかわる事業費が一億円以上の海岸保全施設整備補助事業、こういうようなことがございまして、一億円以上の事業量というふうになりますと、非常にこれは限定されてきたものになります。災害関連事業で事業費が一億円以上のものというふうなこともありますけれども、これはたとえば海岸保全の施設の事業で一億円以上といったつてこれは三十六年度の予算で全国でどのくらい、何カ所くらいあります。

いわけでございます。そういうところからこれを取り入れるについて大蔵省としてはなかなか範囲を広げにくい、こういう事情があるかと思ふのでございまして。一応一億円以上の仕事ということになっておるわけでございますけれども、国会の御議論もございまして、政令を定めます段階におきましては、自治省としてはさらに努力を傾けていきたい、こういう考へ方でおるわけでございます。

○鈴木壽君 私これをいたゞいて見たところでは、はて、一億円以上の海岸保全施設の整備事業というものは全国で一体どのくらいあるだろうかというふうにして、こういうふうな法律ができて、適用される事業個所なり団体というものはきつめて少ないのじゃないかというふうに考へたものですから。

一億円で当たつておるわけでありまして。件数では総体の件数が百七件で、一億円以上のものが三十八件、従つて、件数では三五%しか当たつていないということになるわけでございます。多少食い違いがあるかもしれぬのであります。

○鈴木壽君 そうするとやつぱりあれですね、もつと私は金額を引き下げるべきじゃないかと思ふのです。まあ今度政令の段階で十分考へてやるというふうなお話であります。それから、いろいろ衆議院の段階においても附帯決議がつけられておるようでありまして、「河川事業については、小規模河川改修事業をも対象事業とすること。」と、こういうふうなことがありますが、それが「砂防事業、治山事業及び地すべり対策事業について、適用河川水系及び準用河川水系にかかわるものをすべて対象事業とすること。」と、こういうふうな附帯決議がついておるんですが、大臣こういうことについては何ですか、これはまあ一つわれわれもこういうことを要望したい。できれば一つここではつきりお約束いたしたいと思ふのですが、いかがでしよう、こういうことにつきましてのお考えは。

○國務大臣(安井謙吉) 衆議院におきましては同様の御意見でございまして附帯決議も実はついておるんです。従ひまして、まあそういう御意見については十分尊重して今後の政令段階で決定する際にはその趣旨を生かしたいと思つております。

○委員長(増原憲吉君) ちよつと速記とめて。

【速記中止】

○委員長(増原憲吉君) 速記を起こして。それでは本日は質疑はこの程度とし、これにて散会をいたします。

午後零時二十六分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、離島振興法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月二十七日)

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十七日)

一、選挙制度審議会設置法案(予備審査のため付託は同日)

選挙制度審議会設置法案

選挙制度審議会設置法

(設置)

第一条 総理府に、選挙制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。(所掌事務)

第二条 審議会は、次の各号に掲げる事項に關し、内閣総理大臣の諮問に應じて調査審議する。

一 公の選挙及び投票の制度に關する重要事項

二 国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に關する事項

三 政党その他の政治団体及び政治資金の制度に關する重要事項

四 選挙公明化運動の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。

(答申等の尊重)

第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員三十人以上で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第五条 委員は学識経験のある者のうちから、特別委員は国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

2 国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成については、その調査審議に加わることはできない。

3 委員の任期は、一年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を助ける。

4 幹事は、非常勤とする。

(公聴会及び資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 審議会は、必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、自治省選挙局において処理する。

第十条 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中選挙制度調査会の項を次のように改める。

選挙制度 選挙制度審議会設置法(昭和三十一年法律第二号)の規定によりその権限に属せしめられた

「事項を行なうこと。」

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「選挙制度調査会」を「選挙制度審議会」に改める。

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(第二一九一号)

一、道路交通法第百三条改正に關する請願(第二二五号)(第二三八号)(第二二五〇号)

第二一九一号 昭和三十六年四月二十六日受理

地方税法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願

請願者 東京都港区赤坂溜池町一三三堂内全国漁業協同組合連合会会長 片柳真吉

紹介議員 秋山俊一郎君

今国会に提出された地方税法の一部を改正する法律案中、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する道府県民税、事業税、市町村民税については、各事業年度開始の日における対定準備金が同日における出資総額の二分の一の額に達しないものについては、これが保護育成のため、非課税とするよう修正せられたとの請願。

第二二二五号 昭和三十六年四月二十八日受理

道路交通法第百三条改正に關する請願

請願者 高知市比島町三三四高知県旅客自動車協会内野村健一郎

紹介議員 坂本 昭君

自家用車によるヤミタクシーの違法性については、道路運送法に規定してあるが、この種の違法行為は最近増加する一方で、全国的にまん延し、かつ、各所で不祥事件すら発生している実情である。しかるに、この不法行為に対する法的措置は、当該車両のナンバー領置等の処分がなされるだけで、不法行為者自身について、なんらの規制がないため、この種の行為が常習的に反復され、その跡を絶たない実情にあるから、このような行為者に対し、運転免許証の取消し又は停止処分を行なうなど、根本をく源的方法を講ずるよう、道路交通法第百三条の改正を図りたいとの請願

第二二三八号 昭和三十六年四月二十八日受理

道路交通法第百三条改正に關する請願

請願者 香川県高松市寿町一ノ二平井タクシ株式会社代表取締役 平井雅一

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二二五〇号 昭和三十六年五月一日受理

道路交通法第百三条改正に關する請願

請願者 福島県石城郡四倉町字仲町六二四倉ハイヤー 有限会社代表取締役 新妻政雄

紹介議員 田畑 金光君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

参議院會議録第十九号中正誤

ベシ段 行 誤 正
一 終り連合審査会 連合審査会
二 開会に關する件 開会に關する件

昭和三十六年五月二十五日印刷

昭和三十六年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局